

日本生物教育学会

法人化検討特別委員会報告書

平成25年3月15日

目 次

はじめに	2
I 社会的背景	3
1. 公益法人制度改革の経緯	3
2. 現状	4
II 新しい公益法人の概要	6
III 社団法人と NPO 法人	7
1. 一般社団法人	8
2. NPO 法人	13
3. 一般社団法人と NPO 法人と株式会社の比較	18
IV 他学協会の取り組み	19
V 本学会の対応	21
1. 法人化のメリット・デメリット	21
2. 法人化する場合	23
(1) 一般社団法人化する場合	23
(2) NPO 法人化する場合	26
3. 定款試案	30
あとがき	41

はじめに

従来の公益法人制度は 1896 年（明治 29 年）に制定されたものであり多くの問題点が顕在化した。2006 年 6 月に公益法人改革三法案が公布され、新しい公益法人の制度が 2008 年 12 月から施行された。

これにより、主に次のような変更が生じた。

- ① 従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度が廃止され、登記手続きのみで一般社団法人あるいは一般財団法人が設立できる。
- ② 一般社団法人あるいは一般財団法人のうち、公益事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益認定を受けることにより公益社団法人あるいは公益財団法人となることができ、税制面での優遇などを受けることができる。
- ③ 既存の社団法人あるいは財団法人は、平成 20 年 12 月から 5 年間の移行期間内に公益社団法人・公益財団法人、または一般社団法人・一般財団法人に移行しなければならず、移行手続きが完了しない場合には解散したものとみなされる。

このような状況の変化に伴い生物科学系の学協会が加盟する「生物科学学会連合」（本学会も加盟している）では、日本学術会議副会長の浅島誠氏などから新公益法人化の主旨や課題、各学協会の取り組み状況などの報告を受け情報交換などを行ってきた。また、日本学術会議が開催した法人化に関するシンポジウムにも参加し状況把握に努めてきた。

この間に得られた情報から、本学会のような「任意団体」の財産等は会長個人名義のものとみなされ、剰余金は課税対象となるという問題が出てくる可能性がある、また、法人化によって学会の社会的認知や信用度が高まり、学会が必要とする様々な権利等を獲得することも可能になる、などが明らかになってきた。

このような状況から、本学会は法人化することのメリット及びデメリットなどを調査、検討し、本学会の今後の在り方を検討せざるを得ない時期に至ったと考え、平成 23 年 1 月の理事会、その後の総会で「法人化検討特別委員会」を設置することを決定した。本特別委員会は、平成 23 年 4 月に第 1 回会合を開催し、その後継続的に法人化のメリット・デメリット、各学協会等の動きなどを検討してきた。この間、本特別委員会は 2012 年 12 月までに 9 回の会合を開催し、新公益法人制度の概要、法人化のメリット・デメリット、法人化する場合に必要な本学会の定款の試案などを検討した。

I 社会的背景

1. 公益法人制度改革の経緯

これまでの公益法人制度は 1896 年（明治 29 年）に制定された古い制度であり，主務官庁の裁量によって数多くの公益法人の設立が許可されてきた．そのため，公益性の判断基準が不明確であったり，営利法人と似た公益法人も少なくなかったりした．それらの法人は税金面においても優遇措置を受けていたが，「営利法人化している」「経理が不明朗である」「（主務官庁の）官僚の天下りの受け皿になっている」など，多数の批判があった．

このような公益法人制度改革のために，2002 年 3 月，「公益法人制度の抜本的改革に向けた取組みについて」が閣議決定され，制度の体系的な見直しが図られることになった．これに基づき，2003 年 6 月に，「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」が閣議決定された．この基本方針において，公益性の有無に拘らず登記によって法人を設立することができる非営利法人制度を創設することや，公益性を有する場合の取扱いなどについて検討することが示された．

そして，2004 年 12 月に閣議決定された「今後の行政改革の方針」の中で，「公益法人制度改革の基本的枠組み」が次のように具体的に示された．

- ・ 法人格の取得と公益性の判断を分離すること
- ・ 現行の公益法人の設立に係る許可主義を改め，公益性の有無に拘らず，準則主義^{1注)}により簡便に設立できる一般的な非営利法人制度を創設すること
- ・ 各官庁が裁量により公益法人の設立許可等を行う主務官庁制を抜本的に見直し，民間有識者からなる委員会の意見に基づき，一般的な非営利法人について目的，事業等の公益性を判断する仕組みを創設すること

この基本的枠組みに基づき，「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（案）」，「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（案）」及び「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（案）」（以上をまとめて公益法人改革三法とよぶ）が 2006 年 3 月に国会に提出され，同年 5 月 26 日に成立，同年 6 月 2 日に公布，2008 年 12 月に施行されている．施行日から 5 年間は「移行期間」とされ，現行の公益法人は，この期間内に必要な手続きを行い，新制度に移行することとなっている．なお，現在は公益法人に関する事務を内閣府が行っている．

また，主務官庁との癒着が問題視されていた行政委託型公益法人等改革については，「行政改革大綱」に基づいて，2002 年 3 月に「公益法人に対する行政の関与の在り方

^{注)} 準則主義：法律に一定の要件を定め，その要件をそなえた社団または財団が設立されたときはただちに法人格を認めるという主義．これまでは会社だけにこれが適用されていた．

の改革実施計画」が閣議決定され、公益法人が国から委託や推薦等を受けて行っていた事務・事業の見直しや公益法人に国から支出されていた補助金・委託費等の縮減・合理化等の措置が講じられることとなった。

2. 現状

上記のように 2006 年 6 月に公益法人改革三法が公布され、2008 年 12 月から新しい公益法人制度が施行された。これにより、①従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度が廃止され、登記手続きのみで一般社団法人あるいは一般財団法人が設立できる；②一般社団法人あるいは一般財団法人のうち、公益事業を行うことを主たる目的とする法人については、公益認定を受けることにより公益社団法人あるいは公益財団法人となることができ、税制面での優遇などを受けることができる；③既存の社団法人あるいは財団法人（594 の公益法人を含む）は、移行期間内（5 年間）に公益社団法人・公益財団法人、または一般社団法人・一般財団法人に移行しなければならず、もしも 2013 年 12 月までに移行手続きが完了しない場合には解散したものとみなされる。

それゆえ、既存の社団法人、財団法人及び公益法人はこれへの対応に迫られているわけである。ことに既存の公益法人は、もしも公益認定を受けることができなければ税制面での優遇などが受けられない一般社団法人に移行せざるをえなくなる。現状では公益認定が受けられそうもない公益法人日本相撲協会の制度改革騒動はマスコミにも頻繁に取り上げられてきたところである。一方、既存の社団法人の中には、公益社団法人をめざして公益認定のガイドラインをクリアしようとする動きがある。これまでは一般社団法人であった日本動物学会や日本植物学会など自然科学系の大きな学会の中には、すでに公益認定を受けているところも少なくない。

従来の公益法人制度では、社団法人や財団法人の設立は、公益法人でない場合でも、各主務官庁の許可制であった。さらに、公益性の判断も各主務官庁の自由裁量であった。それゆえ、主務官庁によって法人設立許可及び公益法人認定の基準が異なる状況があった。新たな制度では、法に定める条件を充足していれば、登記により社団法人や財団法人を設立することができるという準則主義をとっている。また、公益性の認定に関しても、認定の基準が明確に示され、認定の判断が統一された。手続きとしては、一般社団法人や一般財団法人からの申請に対して、民間有識者からなる合議制の機関の意見に基づいて内閣総理大臣または都道府県知事が認定することとなった。このように、制度改革により、従来の制度では社団法人の許認可が受けられなかった団体が、新しい制度では容易に社団法人となることが可能になったのである。

法人格を取得することにより、それらの団体の活動を制限していたいくつかの要因が取り去られる。公益法人と認定されれば寄付を集めることも容易になる。しかし、

法人を維持するためには法に定める条件を常に充足していることが求められる。任意団体であれば税金を納める必要はないが、法人化すれば国税と地方税を納めなければならない。税制面での優遇などが受けられる公益法人の認定を受けるには、認定基準をクリアしなければならない。これまで任意団体であった中小の学会は、このような法人化のメリットとデメリットを天秤にかけて、法人化を検討しているのが現状である。

Ⅱ 新しい公益法人制度の概要

Iで述べたように、2006年6月に公益法人改革三法が公布され、民間非営利団体の活動を促進するための公益法人制度が大きく変わることになった。

この公益法人改革三法に基づく新しい公益法人制度の概要は、以下のようになる。

① 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

従来の主務官庁（都道府県の場合は、知事、教育委員会等）による公益法人の設立許可制度は廃止され、登記手続きのみで社団法人や財団法人が設立できるようになった。ただし、登記のみで設立できるのは一般社団法人と一般財団法人である。

② 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

一般社団法人・一般財団法人のうち、公益目的事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会（合議制の機関）の意見に基づく公益認定を受けることにより、公益社団法人・公益財団法人となることができ、税制面での優遇等を受けることができる。

③ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

既存の社団法人・財団法人については、新法施行後、特例民法法人として存続することができる。ただし、施行日から5年間の移行期間内に新たな公益社団法人・公益財団法人、または一般社団法人・一般財団法人に移行しない場合、移行期間の満了の日に解散したものとみなされる。

法人化していない団体が法人化を目指す場合には、公益法人改革三法のうちの「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」を参照する必要がある。この法律は、剰余金の分配を目的としない団体が、その行う事業の公益性の有無にかかわらず、準則主義により法人格を取得することができる制度について定めたものである。それゆえ、ある団体が法人格を取得するには、この法律の定めに従って、その設立手続きや機関設計、設立後の運営などを行う必要がある。

一般社団法人として登記を済ませた団体が公益社団法人を目指す場合には、少なくとも1年以上の活動期間の後に公益認定の申請をすることになる。その際には「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」が関係してくる。これまでの制度では、公益法人の設立の許可及びこれに対する監督を主務官庁が行うこととなっていた。この法律は、その制度を改め、内閣総理大臣又は都道府県知事が、民間有識者による委員会の意見に基づき、一般社団法人又は一般財団法人の公益性を認定するとともに、認定を受けた法人（公益社団法人及び公益財団法人）の監督を行う制度について定めたものである。

Ⅲ 社団法人と特定非営利活動法人（NPO 法人）

営利を目的としない法人を「非営利法人」とよぶ。非営利法人とは、法人の利益を構成員に分配しない法人のことである。営利法人、例えば株式会社は、法人の利益を配当という形で株主に分配することができる。しかし、非営利法人は、収益事業（利益を得る活動）などで得た利益を、構成員である社員などに配当金のように分配することはできない。ここで言う社員とは、法人の構成員の意味で、社員総会で議決権を持つものがこれに該当する。会社に勤務する者の意味ではない。ただし、法人として収益事業を行うことはできる。また、法人の理事などに役員報酬を支払うことや従業員に対して給与を支払うことなどは、構成員への利益の分配にはあたらないので、問題なくできる。

非営利法人には、社団法人（一般社団法人と公益社団法人）、財団法人（一般財団法人と公益財団法人）、NPO 法人（認定 NPO 法人を含む）の 3 種類がある（表 1）。

表 1 非営利法人の種類

社団法人		財団法人		NPO 法人	
一般社団法人	公益社団法人	一般財団法人	公益財団法人	一般の NPO 法人	認定 NPO 法人
登記により設立した社団法人	所轄庁から公益認定を受けた一般社団法人	登記により設立した財団法人	所轄庁から公益認定を受けた一般財団法人	所轄庁の認証を受け登記により設立した NPO 法人	所轄庁の認定により税制上の優遇措置を受けた NPO 法人

社団法人とは、一定の目的のもとに結成された人の集合体（団体）である。財団法人とは、一定の目的のもとに拠出され集積されている資産・財産の集まりを管理・運営する団体である。営利を目的とせず、特定分野で公益に関する事業を行うこれらの法人は、従来、公益法人と呼ばれていた。新しい公益法人制度では、営利を目的としない団体は、公益性の有無に関係なく、一般社団法人あるいは一般財団法人として登記できることとなった。これらの団体の中で、特定分野で公益に関する事業を行う（その公益性が認定された）法人が、公益社団法人と公益財団法人である。

NPO 法人は、これまでの社団法人・財団法人に似た組織である。特定非営利活動として法律に定められている公益性のある事業を行うことのみを目的とする団体である。

本学会が法人化する場合に、財団法人という形はありえないので、一般社団法人と NPO 法人について概説する。

1. 一般社団法人

(1) 一般社団法人の特徴

一般社団法人とは、法人格を持つ営利を目的としない団体（人の集合体）である。2名以上の人（社員とよぶ）が集まれば設立することができ、個人はもちろん、会社等の法人も社員になることが可能である。

一般社団法人には、他の法律で禁止されていない限り、事業内容についての制約はない。公益事業だけでなく、協同組合や中間法人のように共益的事業（会員共通の利益を図る活動）を行うことも、会社のように収益事業を営むことも可能である（ただし構成員への収益の分配はできない）。一般社団法人は、法務局への登記のみで設立することができるため、さまざまな活動を行う団体が法人格を取得することが予想されている。

また、非営利性を確保している一般社団法人を設立することにより、税金について一定のメリットが得られる。基本的には、一般社団法人が行う事業収入は、会社と同様に、課税対象になる。しかし、剰余金の分配を行わないことを定款に謳い、非営利を徹底している場合や、会員に共通する利益を図る活動が主たる事業であり、一定以上の非営利性を確保している場合には、NPO法人等と同様の「非営利型一般社団法人」という扱いになり、収益事業以外の収入には課税されない。さらに、「公益認定」を受けて「公益社団法人」となった場合には、法人税や登録免許税等について大幅な優遇を受けることが可能となる。

一般社団法人は、登記のみで設立することができるため、行政庁（主務官庁）が法人の業務・運営全体について監督することはない。そのため、各法人は、自主的、自律的な運営を行うことができる。ただし、最低限必要な各種機関の設置や管理・運営に関する事項については法律で規定されている。

(2) 一般社団法人を設立するための要件

一般社団法人は、人の集合体である社団に法人格が与えられたものであり、基本的には人が2人以上集まれば設立することができる。NPO法人とは違って、事業目的の制限は特になく、公益性のある事業を行うことだけを目的としなくても設立できる。さらに、会社のように設立時に必ずしも出資を行わなくても設立することは可能である。主務官庁の許可を得る必要なく、法務局への登記だけで設立することができる。

一般社団法人設立に最低限必要な要件は以下の通りである。ただし、これらは、一番簡単な形で一般社団法人を設立するための要件であり、実際に設立する場合は個々の団体の状況（設立時の人数、事業内容、事業の規模等）によって異なってくる。

① 人員について

設立時に必要な人員は、社員2名以上、役員として理事が1名以上。ただし、これは設立するための最低限の人数であり、例えば理事会を設置する場合は、3

名以上の理事が必要となり、また監事も置く必要があるなど、どのような法人を設立するかにより必要な人数は変わる。

② 資金について

一般社団法人設立時の出資の制限はないので、拠出金0円でも設立が可能である。活動の原資となる資金を調達するために基金制度を採用することができ、この制度を活用して設立時に資金を拠出することもできる。基金とは、一般社団法人に拠出された金銭等の財産で、当該法人は拠出者に対して返還義務を負う。基金制度は、一般社団法人の運営に必要な資金が社員の負担する経費や会費収入等では不足し運営が困難になることを防ぐため、法人の財産的基礎となる資金の獲得手段として認められている。ただし、この制度を採用する場合には、その旨を定款で定める必要がある。

③ 設立手続きについて

許可や認可などを受ける必要はなく、法務局にて設立の登記を行うだけでよい。

(3) 一般社団法人の社員、理事、監事

一般社団法人を設立するためには、一般社団法人のメンバーである社員・理事・監事等の役割と、どのように社員、理事、監事等を設置するのか（機関設計について）を、検討する必要がある。

① 社員

社員とは意思決定機関の「社員総会」で議決権を行使することができる者のことをいう。株式会社の株主に該当する。一般社団法人は、2人以上の社員を置く必要がある。社員総会は、年に一度行う必要があり、当該社団法人の組織、運営、管理、その他に関する一切の事項について決議をすることができる。ただし、理事会を置いた場合は、社員総会は、法律や定款で定めた事項に限り決議をすることができるようになる。

② 理事

理事とは、株式会社の取締役に対応する立場で、当該社団法人の業務を執行する者のことをいう。一般社団法人には、一人以上の理事をおかなければならない。なお、理事会を設置する一般社団法人の場合は、理事は3人以上置かなければならない。理事は代表権を持つが、理事会を設置する場合は、代表理事を1名以上置くことができ、代表理事を定めた場合は、代表理事が代表権を持つことになる。理事会は、すべての理事で組織され、法人の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督、代表理事の選定及び解職等を行うこととされている。

③ 監事

監事とは、株式会社の監査役に相当し、理事の業務状況を監査する。理事会を設置する一般社団法人には、監事を1名以上置かなければならず、またその旨を

定款で定める必要がある。

④ 一般社団法人の役員

理事と監事が一般社団法人の役員になる。役員任期は、理事が2年、監事が4年（短縮可能）である。

（４）一般社団法人の機関

一般社団法人を設立するにあたっては法人の機関として、社員2人以上と理事1人以上を置く必要がある。

それ以外の機関として、定款の定めによって、理事会、監事又は会計監査人を置くことができる。理事会を設置する場合と会計監査人を設置する場合には、監事を必ず置かなければならない。一般社団法人の機関設計は、次の（ア）から（オ）の5通りとなる。

（ア） 社員総会＋理事

（イ） 社員総会＋理事＋監事

（ウ） 社員総会＋理事＋監事＋会計監査人

（エ） 社員総会＋理事＋理事会＋監事

（オ） 社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

（５）一般社団法人の税制上の分類

一般社団法人は、税制上の分類として「全所得が課税対象になる一般社団法人」と、「収益事業のみが課税対象となる一般社団法人」とに分けられる。後者、収益事業のみが課税対象となる一般社団法人（非営利型一般社団法人：課税方法がNPOに近い）は、会費や寄付など、収益事業以外の法人の所得が非課税になる。このような非営利型一般社団法人を設立するためには、次のような要件を満たす必要がある。

① 定款に剰余金を分配しない旨の定めがあること

② 解散時の残余財産を国もしくは地方公共団体又は公益社団法人等に帰属する定めを定款に置くこと

③ 理事の親族制限に違反しないこと

④ 主たる事業として収益事業を行わないこと

（６）一般社団法人の設立方法

会社設立の手続きと同様、法務局への登記手続きで設立することができる。

① 手続きの流れ

2人以上の設立者が集まり法人化の準備 ⇒ 定款等の作成・準備 ⇒ 公証人役場で定款認証 ⇒ 法務局で設立登記申請 ⇒ 手続き完了

② 設立までにかかる期間

一般社団法人を設立するにあたって、主務官庁の許可や認証は必要ないので、最短で2週間程度、通常は1か月程度で設立をすることが可能である。

(7) 一般社団法人の定款への記載事項

一般社団法人の定款には、次の①から⑦に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する規定
- ⑥ 公告方法
- ⑦ 事業年度

定款は、最低限、上記事項について記載してあれば法律적으로는有効であるが、理事会を置いた場合は理事会の規定を設置するなど、必要な事項を加えなければならない。定款で何も定めなかった事項については、法律の規定に従うこととなる。また、次の①から③の事項は、一般社団法人の定款に記載しても効力を有しないこととされており、また、これ以外の定めについても、現行法規や公序良俗に反する定款の定めは無効となる場合がある。

- ①当該社団法人の社員に剰余金又は残余財産の分配を受ける権利を与える旨の定款の定め
- ②法の規定により社員総会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の社員総会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定め
- ③社員総会において決議をする事項の全部につき社員が議決権を行使することができない旨の定款の定め

定款には設立時の社員全員が署名または記名押印をし、公証役場でその定款の認証を受けることになる。

(8) 一般社団法人の登記

定款の認証が終わったら、一般社団法人設立登記の必要書類を準備し、設立する一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局にて登記を行う。登記申請後、約2週間程度で一般社団法人の履歴事項証明書が取得できるようになる(登記の完了)。

(9) 主に会費収入で運営する任意団体を一般社団法人にする場合

本学会のように、主に会費収入で運営する任意団体を一般社団法人にする場合には、収益事業以外の収入(会費など)を非課税にするために、(5)で述べた要件を満たすように設立準備を進めていく必要がある。

(10) 一般社団法人設立後の運営

一般社団法人設立後には、会社と同じように税務署、都道府県税事務所及び市区町村の法人税担当窓口にて、法人設立に関する届出を行う必要がある。また、毎年の事業年度が終わったら、決算書を作成し、定時社員総会にて法人の社員から承認を得る必

要がある。

一般社団法人が設立手続き完了後に行う手続きとして次のようなものがある。

① 税務署等への届出

法人設立届出書を設立の日から2か月以内に提出する。青色申告の承認申請書（必要な場合）は、設立の日から3か月を経過した日または設立事業年度終了の日のいずれか早い日の前日までに提出する。

② 都道府県税事務所への届出

③ 市区町村への届出

④ 設立時から従業員を雇用する場合は、給与支払事務所等の開設届出書や社会保険の届出等も必要

一般社団法人が運営の中で定期的に行うこととして次のようなものがある。

① 定時社員総会

毎事業年度終了後、決算処理をして、定時社員総会で決算の承認を受ける。また、承認を受けた貸借対照表の公告手続（決算公告）を行う。

② 法人税申告等

課税所得の有無に関わらず、法人住民税（毎年少なくとも7万円）の申告・納付をする。さらに、課税所得が発生する事業を行っている場合には、法人税や法人事業税の申告・納付をする。一般社団法人には、原則として、法人住民税がかかる。しかし、条例により減免申請できる場合もある（相談窓口は都道府県税事務所）。特に非営利型一般社団法人は、減免が認められることがある。

一般社団法人が必要に応じて行うこととして次のようなものがある。

① 役員変更

役員は、任期満了となる時期の定時社員総会で、再度選任手続を行い、役員変更登記申請手続を行う。役員に全く変更がない場合でも、「重任」という扱いで、役員変更登記申請手続が必要である。

任期に関係なく役員を入れ替える場合には、臨時社員総会にて理事や監事の選任を行い、役員変更の登記を行う。

② 定款変更

定時社員総会あるいは臨時社員総会にて決議のうえ、定款変更を行う。定款の変更内容が法に定められたものである場合には、変更の登記を行う必要がある。

③ 変更の登記

役員や定款などの変更の登記は、変更が発生してから2週間以内に登記所で手続を取らなければならない。

2. NPO 法人

NPO (NonProfit Organization) とは、さまざまな社会貢献活動を行い、団体の構成員に対して収益を分配することを目的としない団体のことである。NPO の中には法人格を持たずに活動している団体も多数あるが、NPO 法人となった場合には、収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は社会貢献活動に充てなければならない。

NPO が特定非営利活動促進法 (1998 年 12 月 1 日施行) に基づき法人格を取得すると、銀行口座の開設や事務所の賃貸などのさまざまな契約を法人名で行うことができる。特定非営利活動促進法の制定により NPO が簡易な手続きで法人格を取得できるようになり、所轄庁 (事務所のある都道府県知事、ただし複数の都道府県に事務所がある場合には、内閣総理大臣) の関与が極力抑えられた制度となった。

(1) 法人化の手続き

法律に定められた書類 ((2) の①~⑩) を添付した申請書を所轄庁に提出し、設立の認証を受ける。特定非営利活動促進法では、設立要件の判断において所轄庁の裁量の余地はほとんどない。書面審査によって、設立要件に適合していると判断されれば、申請書提出後 4 ヶ月以内に認証される。設立の認証後に法人登記をする。なお、設立時の資金・基金は不要である。

(2) 申請書に添付する書類

- ① 定款
- ② 役員名簿 (理事 3 名以上、監事 1 名以上。役員の名、住所または居所ならびに各役員についての報酬の有無を記載する)
- ③ 就任承諾及び誓約書の謄本
- ④ 住所または居所を証する書面
- ⑤ 社員のうち 10 名以上の者の名簿 (法人設立には 10 名以上の社員が必要)
- ⑥ 下の (3) 設立要件の⑥・⑦・⑧に該当することを確認したことを示す書面
- ⑦ 設立趣旨書
- ⑧ 設立についての意思の決定を証する議事録の謄本
- ⑨ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書
- ⑩ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書

(3) 設立要件

- ① 特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること
- ② 営利を目的としない (利益を社員に分配しない) こと
- ③ 社員の資格に関して不当な条件をつけないこと
- ④ 役員のうち報酬を受けるものの数は、役員総数の三分の一以下であること
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主な目的としないこと

- ⑥ 特定の公職者（候補を含む）または政党を推薦，支持，反対することのないこと
- ⑦ 暴力団ではない，暴力団またはその構成員などの統制下でないこと
- ⑧ 10名以上の社員を有すること

（４）特定非営利活動

- ① 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものであること
- ② 特定非営利活動促進法の別表にあげられている17分野のいずれかに該当する活動を行う必要があること

本学会がNPO法人登記をする場合は，本学会は次頁の表2の中の下線を付した項目（分野）のいずれかに該当する活動を行うものと考えられる。

表2 特定非営利活動促進法の別表にあげられている17分野

1. 保健，医療又は福祉の増進を図る活動
<u>2. 社会教育の推進を図る活動</u>
3. まちづくりの推進を図る活動
<u>4. 学術，文化，芸術またはスポーツの振興を図る活動</u>
<u>5. 環境の保全を図る活動</u>
6. 災害救援活動
7. 地域安全活動
8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
9. 国際協力の活動
10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
11. 子どもの健全育成を図る活動
12. 情報化社会の発展を図る活動
<u>13. 科学技術の振興を図る活動</u>
14. 経済活動の活性化を図る活動
15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
16. 消費者の保護を図る活動
17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡，助言又は援助の活動

(5) 法人の管理・運営

① 役員

理事（3人以上）は法人を代表し、その過半数を持って業務を決定する。このほか監事1人以上を置かなければならない。役員の変更などがあった場合には所轄庁に届出が必要。役員は報酬を得ることができるが、その数に制限がある。

② 総会

事業年度ごとに少なくとも1回、通常総会を開催しなければならない。

③ 事業

特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲で、その他の事業を行うことができる。その他の事業で収益が生じた場合にはその収益を特定非営利活動事業に使用しなければならない。特定非営利活動事業の会計とその他の事業の会計は区分しなければならない。

会計については、法律に定められた原則に従って（会計簿の記帳は正規の簿記の原則に従うなど）会計処理をしなければならない。

④ 事業報告等

毎事業年度開始後3ヶ月以内に、前事業年度の事業報告、財産目録、貸借対照表・収支決算書、役員名簿などを作成し、所轄庁に提出するとともに主たる事務所に備えおく必要がある。

⑤ 定款変更

定款の変更は、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証を受ける必要がある。ただし、軽微な事項（所轄庁の変更を伴わない事務所所在地の変更、資産に関する事項及び公告の方法に関する事項）については、所轄庁の認証は不要だが、定款変更後に所轄庁に届け出る必要がある。

(6) 法人格取得後の義務等

法人格取得後は、特定非営利活動促進法やその他の法令、及び定款の定めに従って活動しなければならない。特に次の点に留意する必要がある。

① 事業報告等の公開

事務所に備えおかれた定款、認証・登記に関する書類の写し、事業報告書、財産目録、貸借対照表、収支決算書、役員名簿（前事業年度の役員氏名・住所または居所・役員報酬の有無を記載したもの）、社員のうち10名以上の者の名簿、は公開しなければならない。

所轄庁に提出されたものは一般公開される。内閣総理大臣に提出されたものは、事務所の所在する都道府県においても一般公開される。

② 納税

国税として、社団法人と同様に、法人税法に規定された収益事業からの所得に

対して、1会計年度内で400万円以下と仮定すると、22%の税率で課税される（税率は所得額によって異なる）。

地方税としては、所得の有無に関わらず法人住民税が課税されるほか、収益事業から生じた所得に対して事業税が課税される。法人住民税は、収益事業からの所得がない場合には、均等割（＝標準税額：道府県民税2万円，市町村民税5万円）のみ。収益事業からの所得がある場合には、道府県民税と市町村民税がそれぞれ法人税の5%と12.3%課税される。事業税は収益事業から生じた所得の5%。

（7）認定 NPO 法人

認定 NPO 法人とは、特定非営利活動法人のうち、一定の要件を満たすものとして税制上の優遇措置を受けている法人のことである。これまでは国税庁長官が認定を行う制度であったが、2012年4月からは所轄庁が認定を行う新しい制度となった。なお、認定は5年間有効である。

① 認定 NPO 法人になるための主な要件

ア. パブリック・サポート・テスト（PST）が一定の基準以上であること

PST とは、寄付金等（寄付金や会費）の収入金額を經常収入金額（総収入金額から国などの補助金・委託事業費などを除いた金額）で割った値。

イ. 事業活動において、会員等に対するサービスの提供や会員相互の親睦会などの活動の占める割合が50%未満であること

ウ. 運営組織及び経理が適切であること

経理に関しては、公認会計士等の監査を受けるか、青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していること、などが求められる。

エ. 事業活動の内容が適正であること

役員や社員または寄付者等に特別の利益を与えないこと、営利を目的とした事業者などに寄付を行っていないこと、特定非営利活動に係る事業費が総事業費の80%以上を占めること、受け入れた寄付金の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること、などが求められる。

オ. 情報公開を適切に行っていること

カ. 設立の日から1年以上経過し、少なくとも2事業年度を終えていること

② 認定 NPO 法人になることの利点

ア. 寄付者に対する税制上の措置

- ・ 寄付した個人の所得税の計算において、寄付金控除の対象となる。
- ・ 寄付した法人の法人税の計算において、一般寄付金の損金算入限度額に加え、別枠の損金算入限度額が設けられている。
- ・ 相続または遺贈により財産を取得した者がその一部を寄付した場合、寄付した人の相続税の計算において、寄付した財産の価格は相続税の課税対象から除

かれる。

イ．認定 NPO 法人に対する税制上の措置

収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外のために支出した場合，この支出を寄付金とみなして，一定の範囲内で損金算入できる。

3. 一般社団法人と NPO 法人と株式会社の比較

法人格	一般社団法人	NPO 法人	株式会社
設立手続き	登記のみ	所轄庁の認証 + 登記	登記のみ
設立時の資金	不要	不要	資本金の制度あり
設立者	社員 2 人以上, 理事 1 人以上	正会員 10 人, 理事 3 人, 社員 1 人以上	株主, 取締役 各 1 名以上
法人の 事業目的	基本的には自由に 決めることができる. 目的の公益性は 関係ない.	特定非営利活動を 行うことが主たる 目的である必要あ り.	基本的には自由に決 められる.
所轄庁	なし	都道府県または 内閣府	なし
監督	なし	都道府県または 内閣府	なし
設立までの 期間	1 か月以内可能	4 か月 ~ 6 ヶ月	1 か月以内可能
公益性の 担保	特になし	所轄庁の認証によ りある程度はあり	特になし
税制優遇	収益事業以外が非 課税の一般社団法 人にすることも可 能.	原則非課税, 収益事 業について課税.	全所得課税対象.
所轄庁への 報告義務	なし	毎年, 事業報告あり	なし

IV. 他学協会の取り組み

本委員会は、他の学協会がすでに法人化を検討しているか否か、また法人化していない学協会については法人化を検討しているか否かについて情報収集した。その結果、情報収集した学協会の中では、すでに法人化している学協会、法人化を現在検討中で法人化に前向きの学協会、及び法人化を考えていない、または法人化を検討していない学協会、の3つに大きく分類されることがわかった。

第1に、すでに法人化している学協会は、日本植物学会（2012年に公益社団法人）、日本動物学会（2012年に公益社団法人）、日本生化学会（2012年に公益社団法人）、化学教育協議会（公益社団法人日本化学会の内部組織）、情報処理学会（2009年に一般社団法人）、子ども環境学会（2012年に公益社団法人）であった。

これらの学協会の多くは、法改正以前に社団法人であったものが、今回の法改正により手続して公益認定を受けたものである。しかし、中には子ども環境学会のように法改正後に一般社団となり短期間で公益認定を受けた団体もある。

第2に、法人化を現在検討中で前向きの学協会としては、日本科学教育学会、日本環境教育学会、日本生態学会、日本哺乳類学会がある。これらの学会においては、組織改革担当理事などを中心に法人化を検討している。法人が備えるべき定款を整え法人化への移行準備中、あるいは総会で法人化が承認され、いつでも法人化できる状態にある。しかし、日本哺乳類学会は、法人化する方向で定款を定めるなどの作業を進め、申請すれば法人化は可能なのだが、まだ申請していない。その理由として、法人化すると事務負担が増えること、監査を学会会員だけで行うことの困難さなどを挙げている。たとえば、従来、大会経費の収支決算は開催者側で行っていたが、法人化すると大会開催に関わる全ての経費も事務局が管理するものとなってくる。そのため、これらを含めて監査が必要とされる。

第3に、法人化を検討したが法人化を考えていない、または法人化を検討していない学協会としては、日本理科教育学会、日本物理教育学会、日本地学教育学会、日本カリキュラム学会、日本社会科教育学会、日本数学教育学会、日本教科教育学会がある。これらの学会は、いずれも教育系学会であることに共通点があり、法人化に向けて未検討であった。

他に、第3のグループに分類される非教育系学協会では、本委員会の問い合わせに対して、法人化する意思のない理由として次の点を挙げていた。①法人化は話題になっていない。また法人化してもメリットはなく、事務手続きなどが煩雑になる（地学関係の学協会）。②議論はしていないが、会員数約400人の学会としては法人化に特段のメリットがないと考えている（海洋関係の学協会）。③学会が持つ財産は1千万円を超えるような額ではなく、累積する繰越金が増加しているわけでもない。会費収入は

主に学会誌の出版に使用されている。法人化により、会計士の人件費や税の支払い等で支出は現在より多くなると予想されるが、そのために会費値上げをすることは本末転倒と思われる。税務署などから勧告や指示のない限り、任意団体として存続することが、小規模会計の学会においては、会員の利益につながると考える（植物関係の学協会）。

上記の第 3 グループの学協会は、法人化するメリットよりも、むしろ事務の煩雑さを問題視している。また、植物関係の学協会の回答に示されるように、勧告や指示のない限りは、法人化へ向けて動き出す気配はないというのが現状である。

V. 本学会の対応

1 法人化のメリット・デメリット

生物教育学会を現在の任意団体として存続させる場合と一般社団法人，もしくは NPO 法人の法人格を取得した場合のメリット・デメリットについて幾つかの視点から述べる。

(1) 納税面について

任意団体である本学会は収益活動を行っていないため，税務署への所得申告や納税をしていない。しかし仮に，本学会が将来，収益活動〔例えば，教科書・普及書の刊行・販売（出版業），学会グッズの販売（物品販売業），参加費有料のワークショップ開催（興行業）など〕によって収益を上げれば，税務署から申告漏れを指摘される可能性があり，課徴金の納入（納税）ばかりでなく，社会的に道義的責任を問われることにもなる。

一方，一般社団法人，あるいは NPO 法人になれば，法人住民税を納めなければならない（社団法人，NPO 法人とも毎年少なくとも 7 万円程度）。また，一般社団法人は収益事業を行うことが認められているが，法人税法上の収益事業（34 業種あり，上述の出版業，物品販売業，興行業などはこれに含まれる）で得た所得に対して課税される。しかし，一般社団法人であっても，主に会費収入で運営する団体（本学会はこれに該当する）として登記すれば「非営利型一般社団法人」となり，収益事業以外の収入（例えば，会費収入，寄付金など）には課税されない。また，一般社団法人が公益認定を受けて公益社団法人となれば，法人税，公益事業収益，寄付金受託（寄付行為を行う側にも優遇措置が生じる）などに税制上の大幅な優遇が認められる。本学会がこれを念頭に置かならば，まずは一般社団法人になることが必須要件である。

(2) 社会的信用度について

一般社団法人や NPO 法人格を持つことで，任意団体よりも，社会的に信用度が増す。また，学術研究団体という点では，一般社団法人は NPO 法人より高い評価を受ける可能性がある。すなわち，NPO 法人化した場合には，社会的には学術団体としてみなされない可能性がある。そのため，法人格を取得している学術団体（学会）は全て社団法人であり，法人化を検討している諸学会も一般社団法人化を考えているようである。

現在の任意団体では，種々の対外的契約（銀行の口座開設，事務所の賃貸，事務委託，事務局員の雇用契約など）を学会名で行うことができない。現在では，これらの名義は代表者（会長）個人名義となっているので，代表者は所得税納入や負債返済などの法律的な返済義務等を負うことになる。法人化すれば，これらの問題は解決される。

外国の諸団体との各種共同事業を展開する場合や政府に対する要望書を提出する際

に、団体としての日本生物教育学会が主体であることを示すためには、法人格を持つことが望ましい。

（３）学会運営及びその経費について

現在、日本生物教育学会会則に従って、学会独自の、比較的自由的な学会運営を行っている。法人化した場合には、法律（公益法人改革三法）に従って定款を作成しなければならない。会の活動もこれに拘束される。

定款には、主たる事務所の所在地を明記しなければならない。現在の会則には、これに関する明記は無い。現在、学会事務所（局）は会長が所属する、または会長が指定する機関（大学）内などに置いているが、法人化すれば公的機関の使用は認められない可能性がある。

現在の学会会則では、総会の成立に必要な会員数は決められていない。一方、法人の定款では、総会は過半数の社員が出席しなければ開催できないと定めなければならない。これは現在の本学会では現実的でない。そこで、新たに社員を決め、社員総会を行うことになる。また、社員総会とは別に会員総会も設定する必要があるかもしれない。

法人化すれば、諸事務が煩雑になるため、学会の事務処理を専門とする業者に業務を委託する必要があると思われる。他学会の例を見ると、年間の委託費は約 200 万円強にもなっており、学会の経済的負担が大幅に増す恐れがある。

（４）会計処理、事務処理などについて

現在は、本学会が定めた形式と内容で会計処理や報告を行うことができる。しかし、社団法人もしくは NPO 法人の会計処理（予算案、収支決算処理など）は法規に則った形式で作成する必要がある。かなり厳格かつ煩雑なものとなる。例えば、非営利事業と営利事業を分けた会計処理、収支決算報告における貸借対照表作成、資産目録作成などが上げられる。また、毎年行われる全国大会の会計も法人全体の会計に含める必要がある。一般社団法人でも NPO 法人でも事業報告や会計報告を定款で定めた方法により広告しなければならない。NPO 法人の場合には、前年度の事業報告や会計関係の報告を毎年所轄庁に提出しなければならない。

（５）一般社団法人、NPO 法人の定款について

定款は法人法の定めに従ったものでなくてはならない（一般社団法人の場合は登記を行う前に公証役場で、NPO 法人の場合には所轄庁で認証を受けなければならない）。また、役員や定款を変更した場合には、両法人とも変更登記をしなければならない。

一般社団法人あるいは NPO 法人の定款作成に当たっては、現行の会則を大幅に改定する必要がある。将来、公益社団法人へ移行することをめざす場合には、内閣府の公益認定審査を受ける必要がある。そのためには、現行の会則では主に会員だけの利益を追求しているので、定款は予め公益性を強化したものにしておくことも考えられる。

NPO 法人として登記する場合には、この公益性が特に重要となる。

2 法人化する場合

(1) 一般社団法人化する場合

本学会を一般社団法人化する場合、最低限必要な設立要件は次の三点である。

- ① 人員
- ② 資金
- ③ 設立手続き

設立時に求められる人員は、社員2名以上、役員として理事が1名以上である。ただし、これは設立するための最低限の人数であり、例えば理事会を設置する場合は、3名以上の理事が必要であり、また監事を置かなければならない場合もある。どのような法人を設立するかによって、必要な人数は変わる。

一般社団法人設立時の出資については、特に制限はない。拠出金0円でも設立が可能である。活動の原資となる資金を調達するために基金制度を採用することができ、この制度を活用して設立時に資金を拠出することもできる。基金とは、一般社団法人に拠出された金銭等の財産で、当該法人は拠出者に対して返還義務を負う。基金制度は、一般社団法人の運営に必要な資金が社員の負担する経費や会費収入等では不足し運営が困難になることを防ぐため、法人の財産的基礎となる資金の獲得手段として認められている。ただし、この制度を採用する場合には、その旨を定款で定める必要がある。

設立手続きについて、許可や認可などを受ける必要がないので、法務局にて設立の登記を行うだけでよい。

以上の三点は、最も簡単な形で一般社団法人を設立するための要件であり、実際に設立する場合は個々の団体の状況（設立時の人数、事業内容、事業の規模等）によって異なってくる。

一般社団法人を設立する際に必要な手続きは、会社設立の手続きと同様、法務局への登記手続きである。おおまかには、次のような流れになる。

2人以上の設立者が集まり法人化の準備

⇒ 定款等の作成・準備

⇒ 公証人役場で定款認証

⇒ 法務局で設立登記申請

⇒ 手続き完了

一般社団法人を設立するにあたって、主務官庁の許可や認証がないので、最短で2

週間程度，通常は1か月程度で設立をすることが可能である。

設立手続きにおいて，最初に行うべきことは定款を作成することである．一般社団法人の定款には，次の①から⑦までの事項を記載しなければならない．

- ① 目的
- ② 名称
- ③ 主たる事務所の所在地
- ④ 設立時社員の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 社員の資格の得喪に関する規定
- ⑥ 公告方法
- ⑦ 事業年度

理事会をおいた場合には，理事会の規定を設けるなど，必要に応じて適当な事項を加え，定款を完成させる．なお，定款には設立時の社員全員が署名または記名押印しなければならない．

定款を作成したならば，公証人役場で定款認証を受け，一般社団法人設立に必要な書類の準備を行い，設立する一般社団法人の主たる事務所の所在地を管轄する法務局に登記を行う．登記申請後，約2週間程度で一般社団法人の履歴事項証明書が取得できるようになる．

本学会のように，主に会費収入で運営する任意団体が一般社団法人になる場合には，非営利型の一般社団法人になると，収益事業以外の収入（会費など）を非課税にすることができる．そのためには，次の要件を満たす必要がある．

- ① 定款に剰余金を分配しない旨の定めがあること
- ② 解散時の残余財産を国もしくは地方公共団体又は公益社団法人等に帰属する定めを定款に置くこと
- ③ 理事の親族制限に違反しないこと
- ④ 主たる事業として収益事業を行わないこと

一般社団法人は，社員・理事・監事等によって構成される．一般社団法人を設立するには，それぞれの役割と配置（これを機関設計と呼ぶ）をどのようにするかを検討する必要がある．一般社団法人の機関設計をまとめると，次の①から⑤までの5通りとなる．

- ① 社員総会＋理事
- ② 社員総会＋理事＋監事
- ③ 社員総会＋理事＋監事＋会計監査人
- ④ 社員総会＋理事＋理事会＋監事
- ⑤ 社員総会＋理事＋理事会＋監事＋会計監査人

理事会や監事は，定款の定めによって置くことができる．理事会を設置する場合は，

必ず監事を置かなければならない。会計監査人については、大規模一般社団法人（貸借対照表の負債の合計額が 200 億円以上の一般社団法人）は、会計監査人を置かなければならない、という規定がある。本学会の場合は、④の機関設計が妥当であると考えられる。

一般社団法人設立後には、会社と同じように、税務署、都道府県税事務所、及び市区町村の法人税担当窓口にて、法人設立に関する届出を行う必要がある。また、毎年の事業年度が終わったら、決算書を作成し、定時社員総会にて法人の社員から承認を得る必要がある。詳しくは、Ⅲ章を参照されたい。

(2) NPO 法人化する場合

本学会を NPO 法人化する場合、NPO 法人になれる団体としての要件を満たしていること及び特定非営利活動促進法の別表に示されている 17 項目のいずれかを行って、いることがまず求められる。

① NPO 法人設立要件を満たしているか

本学会が NPO 法人に移行する場合、社員や役員の範囲をどのように設定するにしても、NPO 法人になれる団体としての要件^{注1)}を満たしていることが求められる。

② 本学会の活動がどの特定非営利活動に該当するか

NPO 法人は特定非営利活動（特定非営利活動促進法の別表に示されている 17 項目のいずれか）^{注2)}を行うことになっている。その 17 項目の特定非営利活動の中で、本学会の活動は、2. 社会教育の推進を図る活動、4. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動、5. 環境の保全を図る活動、13. 科学技術の振興を図る活動、

注1) NPO 法人の設立要件

- ア 特定非営利活動を行うことを主たる目的とする
- イ 営利を目的としない（利益を社員に分配しない）
- ウ 社員の資格に関して不当な条件をつけない
- エ 役員のうち報酬を受けるものの数は、役員総数の三分の一以下である
- オ 宗教活動や政治活動を主な目的としない
- カ 特定の公職者（候補を含む）または政党を推薦、支持、反対することのない
- キ 暴力団ではない、暴力団またはその構成員などの統制下でない
- ク 10 名以上の社員を有する

注2) 特定非営利活動促進法の別表に示されている特定非営利活動

- 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2. 社会教育の推進を図る活動
- 3. まちづくりの推進を図る活動
- 4. 学術、文化、芸術またはスポーツの振興を図る活動
- 5. 環境の保全を図る活動
- 6. 災害救援活動
- 7. 地域安全活動
- 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 9. 国際協力の活動
- 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 11. 子どもの健全育成を図る活動
- 12. 情報化社会の発展を図る活動
- 13. 科学技術の振興を図る活動
- 14. 経済活動の活性化を図る活動
- 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 16. 消費者の保護を図る活動
- 17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

のいずれかに該当すると考えられる。

しかし、NPO 法人は、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与すること（公益的な事業を行うこと）を目的とする団体であるから、現在のように本学会会員だけの利益を追求している共益団体では NPO 法人の認証は難しい。どのような公益的な事業を行うことができるのかを検討しなければならない。特に認定 NPO 法人となるためには、本学会会員以外の不特定多数を対象とした公益事業を活発に行わなければならない。この点をクリアしたとして、NPO 法人となったとき、社会的な評価がどうなるかは明らかではない。

③ 公益性に関して一般社団法人よりも高い評価を受ける可能性がある

一般社団法人は法務局での手続のみで設立できる。今までの社団法人のように、公益目的で活動する法人であるとお墨付きを得られるわけではない。一般社団法人を設立後、公益性のある社団法人として、対外的に評価を受けるためには、さらに公益認定を受けて公益社団法人になる必要がある。

一方、NPO 法人の場合は所轄庁（都道府県知事もしくは内閣総理大臣）の認証を受けないと法人化することができない。公益性という意味では、所轄庁の認証を受ける NPO 法人の方が一般社団法人よりも高い評価を受ける可能性がある。

④ 学術研究団体という点では一般社団法人よりも低い評価を受ける可能性がある

地域活動をする市民ボランティアグループなど種々雑多な団体が NPO 法人として活動している。多くの NPO 法人は学術研究と無関係である。一方、多くの学術研究団体は一般社団法人あるいは公益社団法人となっている。したがって、NPO 法人化した場合には、社会から学術研究団体とみなされない可能性がある。

⑤ 設立の準備及び設立の手続きが一般社団法人より煩雑である

次に、設立の容易さ及び法人の維持の容易さという観点で考えてみる。設立の準備として、次のようなことがある。

- ・ 定款を作成する。
- ・ 役員（理事 3 人以上と監事 1 人以上）を選定し、住所又は居所を証する書面を提出してもらい、就任承諾及び誓約書をとる。
- ・ 社員を選定する。
- ・ 設立趣意書を作成する。
- ・ 設立についての意思決定を証する議事録を作成する。
- ・ NPO 法人設立の要件の中の次の三点に該当することを確認したことを示す書面を作成する。
 - (i) 宗教活動や政治活動を主な目的としないこと
 - (ii) 特定の公職者（候補を含む）または政党を推薦、支持、反対することのないこと

(iii) 暴力団ではない、暴力団またはその構成員などの統制下でないこと

- ・ 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書と収支予算書を作成する（これは現在でも行っているが、事業の内容などを変える必要性がある）

本学会が NPO 法人に移行する場合、全国的な規模で活動を行っているため、所轄庁は内閣総理大臣となる。法律で定められた書類を添付した申請書を内閣府に提出する。申請書受理後 4 ヶ月以内に認証または不認証の決定がなされる。認証を受けたのちに、法務局で NPO 法人登記の手続きを行う。

⑥ 法人の管理・運営などは一般社団法人よりやや煩雑である

定款の変更は、総会の議決を経た上で、所轄庁の認証を受けることが必要である。ただし、軽微な事項（所轄庁の変更を伴わない事務所所在地の変更、資産に関する事項及び公告の方法に関する事項）については、所轄庁の認証は不要だが、定款変更後に所轄庁に届け出る必要がある。また、役員の変更などがあつた場合には所轄庁に届出なければならない。

⑦ 年度ごとに事業報告・公開の義務がある

毎事業年度開始後 3 ヶ月以内に、前事業年度の事業報告、財産目録、貸借対照表・収支決算書、役員名簿（前事業年度の役員氏名・住所または居所・役員報酬の有無を記載したもの）などを作成し、所轄庁に提出する必要がある。また、それらを主たる事務所に備えおき公開しなければならない。これらのほか、定款、認証・登記に関する書類の写し、社員のうち 10 名以上の者の名簿も主たる事務所に備えおき、公開しなければならない。なお、定款にはこれらの公開の手段を定めておく必要がある。

⑧ 特定非営利活動事業の会計とその他の事業の会計を区分する必要がある

特定非営利活動に係る事業に支障がない範囲でその他の事業を行うことができるが、その他の事業で収益が生じた場合にはその収益を特定非営利活動事業に使用しなければならない。特定非営利活動事業の会計とその他の事業の会計は区分しなければならない。

その他、事業年度ごとに少なくとも 1 回、通常総会を開催しなければならないことや、役員は報酬を得ることができるがその数に制限があること、会計簿の記帳は正規の簿記の原則に従って会計処理をしなければならない、などは一般社団法人と同様である。

⑨ 納税の義務

法人税法に規定された収益事業^{注3)}からの所得に対しては、国税である法人税が課せ

注3) 法人税法上の収益事業

継続して事業場を設けて営まれる事業とされている。本学会が該当する可能性のある事業として次のようなものが考えられる。出版業、興行業、物品販売業、写真業、無体財産権（知的財産権）の提供を行う事業、一定の技芸教授業など

られる（現在の税率は年間所得の 22%）。

地方税として道府県民税と市町村民税及び事業税（道府県税）がある。収益事業からの所得がない場合でも、均等割の道府県民税と市町村民税（標準税率が前者で2万円，後者で5万円）は納めなければならない。さらに収益事業からの所得がある場合には，法人税（国税）を基礎にして課税される法人税割があり（標準税率が道府県民税で法人税額の5%，市町村民税で法人税額の12.3%），事業税（標準税率が年間所得の5%）。

これらに関しては，一般社団法人と差異はない。

⑩ 認証取り消しで解散

所轄庁からの改善命令に違反した場合や3年以上にわたって事業報告などを行わなかった場合，あるいは重篤な法令違反があった場合には，所轄庁の設立認証が取り消される。その場合には，法人を解散しなければならない。

(3) 定款試案

ここでは一般社団法人の設立に当たり、不可欠な定款作成について述べていく。一般社団法人を設立するには、定款の準備を行い公証役場で認証を受け、その後法務局にて登記をするという手続きが必要だからである。本学会のように主に会費収入で運営する任意団体を一般社団法人にする場合は、非営利型の一般社団法人の形で法人化するのが普通である。Ⅲに述べたように、非営利型の一般社団法人の場合、収益事業以外の収入は非課税にすることができる。

本学会が、NPO 法人ではなく、一般法人として法人化し(非営利型の一般社団法人)、将来は公益社団法人になることをめざすという前提で定款の作成を試みる。一般社団法人化の1年後には公益社団法人として認証された「こども環境学会」の定款に倣ったものである。

日本生物教育学会定款(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は日本生物教育学会(The Society of Biological Sciences Education of Japan [SBSEJ])と称する。

(目的)

第2条 当法人は生物教育の理論と実際について研究し、わが国の生物教育の向上と発展を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条 当法人は、主たる事務所を〇〇に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(事業)

第4条 当法人は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 生物教育に関する学術的及び実践的研究

(2) 会誌「生物教育」(Japanese Journal of Biological Education [Jpn. J. Biol. Educ.])及びニュース等の発行

(3) 生物教育に関する文献、資料、教材等の紹介並びに斡旋

(4) 研究発表会、講習会、全国大会等の開催

(5) その他 当法人の目的達成に寄与する事業

(広告)

第5条 当法人の広告は、官報(または〇〇)に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第6条 当法人は、理事会及び監事を置く。

第2章 会員

(会員の種別)

第7条 当法人の会員は、正会員、学生会員、名誉会員、団体会員及び賛助会員とする。

正会員： 生物教育研究に関心をもち当法人の趣旨に賛同する個人

学生会員： 生物教育研究に関心をもち当法人の趣旨に賛同する大学生及び大学院生

名誉会員： わが国の生物教育の発展に著しく寄与し当法人の発展に功績のあった個人で、理事会が推薦し社員総会で承認された個人

団体会員： 会誌の購読を目的とする団体又は機関

賛助会員： 当法人の趣旨に賛同する個人又は団体

(年会費及び入会金)

第8条 正会員、学生会員及び団体会員は、社員総会において別に定めるところにより、入会金及び年会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定めるところにより、賛助年会費を納入しなければならない。

3 名誉会員の入会金及び年会費は免除することができる。

(入会)

第9条 当法人に入会を希望するものは、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会員の権利)

第10条 会員の権利は次の通りとする。

(1) 正会員と学生会員及び名誉会員は、会誌への投稿及び研究発表会での発表を申込みすることができる。

(2) 会誌の配布を受け、その他の出版物等を実費で取得し、また当法人の事業に参加することができる。

(3) 正会員は会員総会における議決権、及び社員選挙における選挙権、被選挙権を行使することができる。

(4) 学生会員及び名誉会員は、会員総会における議決権、及び社員選挙における選挙権を行使することができる。

(会員の閲覧権等)

第11条 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）に規定された次に掲げる権利を第16条に定める社員と同様に当法人に対

して行使することができる。

- (1) 一般法人法第 14 条第 2 項の権利（定款の閲覧等）
- (2) 一般法人法第 32 条第 2 項の権利（社員名簿の閲覧等）
- (3) 一般法人法第 57 条第 4 項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
- (4) 一般法人法第 50 条第 6 項の権利（社員の代理権証明書面等の閲覧等）
- (5) 一般法人法第 51 条第 4 項及び第 52 条第 5 項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
- (6) 一般法人法第 129 条第 3 項の権利（計算書類等の閲覧等）
- (7) 一般法人法第 229 条第 2 項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
- (8) 一般法人法第 246 条第 3 項，第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利（合併契約等の閲覧等）

（退会）

第 12 条 会員は，理事会が別に定める退会届を提出することにより，任意にいつでも退会することができる。ただし，未納の会費がある場合は，この限りではない。

（除名）

第 13 条 会員が次のいずれかに該当するときは，理事会の議を経て，社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款，その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ，または目的に違反する行為をしたとき
- (3) その他の除名すべき正当な理由があるとき

（会員資格の喪失等）

第 14 条 前 2 条の場合のほか，会員は，次の各号に該当するときは，会員資格を喪失する。

- (1) 会費を，正当な理由なく，2 か年以上滞納したとき
- (2) 社員全員が同意したとき
- (3) 家族ないし後見人から会員の死亡，もしくは失踪宣言の届出があったとき，
- (4) 団体会員にあっては当該団体が解散したとき

- 2 (1) により会員資格を喪失したものが，その日から 3 年以上経過後に本人から理事長に対して申し出たときには，理事会の承認を得て会員資格を回復することができる。

第 3 章 社員

（社員）

第 15 条 当法人は，正会員のうちから概ね 40 名に 1 名の割合で選任された者をもって一般法人法上の社員とする。

- 2 社員の定数の基準となる会員の数の基準日は毎年〇月〇日とする。

(社員の選任)

第 16 条 社員は、理事会において別に定める規則に基づき選挙（以下「社員選挙」という）によって選出する。

- 2 正会員、学生会員及び名誉会員は、社員選挙に投票をして社員を選ぶ権利を有する。
- 3 正会員は、社員選挙に立候補する権利を有する。
- 4 社員選挙は、〇月から〇月までの間に行い、社員の定数の半数ずつを改選するものとする。ただし、社員に欠員が生じたとき、その他必要があるときは、臨時に社員選挙を実施することができる。

(社員の任期)

第 17 条 社員の任期は選任後 4 年以内に実施される社員選挙の終結時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、社員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（一般法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（一般法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求している場合を含む）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員はその地位を失わない。ただし、当該社員は、役員を選任及び解任（一般法人法第 63 条及び 70 条）並びに定款変更（一般法人法第 146 条）についての議決権は有しないこととする。
- 3 欠員により選任された社員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 社員が欠けた場合又は所定の員数が欠けた場合は、後任者が就任するまで、任期満了又は辞任により退任した社員が、なお社員としての権利と義務を有する。

(社員の職務)

第 18 条 社員は、社員総会を構成し、第 21 条に定める事項を審議する。

第 4 章 社員総会

(種類)

第 19 条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の 2 種類とする。

(構成)

第 20 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

(権限)

第 21 条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事並びに監事を選任及び解任

- (4) 毎事業年度の事業並びに決算の報告
- (5) 理事会において社員総会に付議した事項
- (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び受け入れ
- (7) 定款の変更
- (8) 当法人の解散及び残余財産の処分
- (9) 前各号に定めるもののほか、この定款に定める事項

(開催)

第22条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第23条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集手続きを省略できる。

(議長)

第24条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(決議)

第25条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決権の過半数を有する社員が出席し、主席した社員の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 当法人の解散
- (5) その他 法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数がこの定款で定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理)

第26条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該社員又は代理人は、代理権を証明する書類を当法人に提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第 27 条 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により、同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印をする。

(社員総会規則)

第 29 条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款で定めるもののほか、社員総会において定める社員総会規則による。

第 5 章 役員

(役員)

第 30 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事〇名(従来の常任理事会の規模に近い数字)

(2) 監事 2 名(会計監査の代替)

2 理事のうち、1 名を理事長とし、理事長をもって一般法人法における代表理事とする。理事長は(社)日本生物教育学会会長を兼任する。

3 理事長は、理事のうち 3 名以内を副会長とすることができる。

4 理事のうち、理事長(会長)、副会長をもって一般法人法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 31 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長(会長)及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人の理事もしくは使用人(学会事務員など)を兼ねることができない。

4 理事及び監事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等以内の親族その他特別な関係にある者の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

5 当法人と目的が類似する他の団体(公益法人を除く)の役員又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事及び監事の合計数は、役員総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(会長・副会長の職務権限)

第 32 条 会長(理事長)は、当法人を代表し、その業務を執行する。

- 2 副会長(理事)は、会長を補佐する。会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ定められた順序により、会長の職務を代行する。

(監事の職務権限)

第 33 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めることにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 34 条 役員任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、この定款に定める役員定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利と義務を有する。

(解任)

第 35 条 役員は、社員総会の決議において解任することができる。

(報酬等)

第 36 条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において別に定める報酬等の規定に基づいて報酬等として支給することができる。

(理事及び監事の責任)

第 37 条 第 31 条に定める理事及び監事は、その任務について責任を怠ったときは、当法人に対してこれによって生じた損害を賠償する責任を負い、一般法人法第 112 条の規定にかかわらず、すべての正会員の同意がなければこれを免除することができない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の執行業務の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長（会長）及び、副会長の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な執行業務の決定を理事長に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び受け入れ

(2) 多額の借入

(3) 使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎年1回以上開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事が必要と認めて理事長に招集の請求があったとき。

(5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同第5号により監事が招集する場合を除く。

2 理事長は、前条第3項第2号又は第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第42条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、決議に加わるこ

とができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により、同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を書面又は電磁的記録により通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名もしくは記名押印をしなければならない。

(理事会規則)

第 47 条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 48 条 当法人の事業年度は、毎年〇月〇日に始まり、〇月〇日に終わる（第 22 条との関係上、定時社員総会の開催時期によって事業年度を考えなければならない）。

(事業計画及び収支予算)

第 49 条 当法人の事業計画及び収支予算、並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに理事長が作成し、理事会の承認受けなければならない。これを変更する場合においても同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置く。

(事業報告及び決算)

第 50 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 組織運営及び事業活動の状況及び概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第51条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であつて、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第52条 当法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由のほか、社員総会の特別決議によって解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第53条 当法人が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益法人法第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(事務局の設置)

第54条 当法人の業務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長を置く。また若干名の事務職員をおくことができる。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、理事長が任免する。
- 4 その他の事務職員は、理事長が任免する。

第10章 附則

(委任)

第 55 条 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に必要な規則は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第 56 条 当法人は、当法人に財産の贈与もしくは遺贈をする者、当法人の役員、社員もしくは会員又はこれらの親族に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第 57 条 この定款に定めがない事項については、すべて一般法人法、その他の法令に従う。

学会本部と支部との関係及び学会の各種委員会等については、上の定款試案ではほとんど触れることができなかつた。とりあえずは、一般社団法人として必要な要件を満たした定款の形態を示すものであるが、さらなる検討が必要である。とくに、これまで学会として取り組んできた組織的活動をどのように定款に反映させるかがこれからの課題である。

あとがき

「法人化検討特別委員会」は平成 24 年 12 月 22 日に最終の対面委員会を行い、無事に報告書をまとめることに漕ぎ着けましたことを、ここに報告いたします。

思い起こせば、平成 23 年 1 月の理事会、その後の総会で「法人化検討特別委員会」の設置が了承され、受け手となるべく委員 6 名が同年 6 月に法人化検討委員会の第 1 回の対面委員会で顔を合わせ、どのような委員会になるのか皆目見当のつかない中でスタートとなりました。それから 2 年間にわたり、電子メールで情報交換し、直接集まってその都度の議題について検討を重ね、決定するという方法で、合計 9 回の対面委員会をもちました。とはいえ、委員それぞれは公私の時間のやりくりをして本委員会に臨んできており、限られた時間内で議論をすることの難しさを感じつつも、時々話題を処理することは充実したひと時でもありました。話題の中には新たな知識として蓄積され、また委員同士が触発され刺激を受けるなど、大変勉強になることが多くありました。情報の収集から始まった本委員会も回を重ねるごとに整理され、終わってみればこのような冊子としてまとめることができました。

本報告書の結果や提言が本学会の法人化を含めた今後の本学会のあり方について、改善充実に資することができれば幸いです。これを機会に、学会員皆さんの忌憚のないご意見やご批評をいただきたいと思えます。

なお、委員会の実施に当たっては鳩貝太郎副会長（総務委員長）が対面委員会に毎回ご出席下さり、貴重なご意見ご助言をいただきました。また学会事務局からは多大なご支援をいただきました。関係各位に心より感謝申し上げます。

平成 24 年 12 月 22 日

法人化検討特別委員会
委員長 苗川博史

法人化検討特別委員会 開催日及び開催場所

- 第1回 2011年6月11日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター東京駅八重洲通り(明光商会のビル3階) 304号室
- 第2回 2011年9月17日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター東京駅八重洲通り(明光商会のビル3階) 304号室
- 第3回 2011年12月10日(土) 13時～17時: アットビジネスセンター東京駅八重洲通り(明光商会のビル3階) 304号室
- 第4回 2012年3月3日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター大手町(三菱総研ビル2階) MR-2G
- 第5回 2012年5月26日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター大手町(三菱総研ビル2階) MR-2G
- 第6回 2012年7月14日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター大手町(三菱総研ビル2階) MR-2G
- 第7回 2012年9月15日(土) 14時～17時: アットビジネスセンター大手町(三菱総研ビル2階) MR-2G
- 第8回 2012年11月10日(土) 13時～17時: アットビジネスセンター東京駅八重洲通り(明光商会のビル3階) 304号室
- 第9回 2012年12月22日(土) 13時～17時: Capsa 銀座会議室 Room10C

法人化特別検討委員会委員

委員長	苗川 博史
委員	大澤 力
委員	岡崎 恵視
委員	片山 舒康
委員	北野 日出男
委員	藤田 剛志
オブザーバー	鳩貝 太郎
(学会副会長)	